

嫡出子と非嫡出子

相続分の差別を解消



最高裁は、9月4日、婚外子の相続差別を違憲とする決定を出しました。これは、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする民法900条4号ただし書き前段の規定が、社会的身分による差別を禁止する憲法14条1項に違反すると判断したものです。ただし、法的安定性の要請から、本決定の違憲判断は本決定までの間に開始された他の相続につき、民法900条4号ただし書き前段の規定を前提としてされた遺産分割審判等の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないとしています。この最高裁の判断により、今後、嫡出か否かによる相続分の差異はなくなるといえるでしょう。

それでは、嫡出である子、嫡出でない子とはどういうもののでしょうか。

嫡出である子（嫡出子）とは法律上の夫婦間で婚姻中に妻が夫の子を懐胎して生まれた子のことです。婚姻中に懐胎した子であれば、その出生前に父母が離婚したとしても嫡出子となります。

妻が婚姻しているかは戸籍等による証明が容易ですが、婚姻中に懐胎したかは、婚姻後にすぐに子が生まれた場合や、離婚後に子が生まれた場合に、その証明が難しくなります。そこで「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」とされ（民法772条2項）、また、夫の子であることの証明も難しいことから、「妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する」とされています（同772条1項）。

父母の婚姻中に生まれた子であっても、その父母の婚姻前に懐胎した子は嫡出でないこととなりますが、判例は、内縁関係が先行する場合には婚姻届出後200日以内に生まれた子も当然に嫡出子となるものとしていますし、戸籍実務上も婚姻成立後に出生した子についてはすべて嫡出子として届出を受理する扱いがなされています。

また、民法は準正という制度を設けています。すでに父が認知した非嫡出子はその父母の婚姻の時から（同789条①）、認知されていない非嫡出子は父母が婚姻中にその子を認知した場合その認知の時から（同789条②）、嫡出子の身分を取得するとされています。前者を「婚姻準正」、後者を「認知準正」といいます。